

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第23号

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成25年3月天理市規則第19  
号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春  
防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導  
院に収容されている場合」を削る。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「172,550円」を「177,950円」に、  
「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中  
「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、令和6年  
4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係  
る介護補償の額については、なお従前の例による。